平成２４年（フ）第２８号
山形県鶴岡市新形町３番84号
債務者　菅原　勝人
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２８７号
埼玉県入間市大字上藤沢370番地１　エステ・スクエア811、前住所埼玉県入間市東藤沢４丁目１番６号　411
債務者　永澤千鶴子（旧姓青野）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８号
千葉県山武郡横芝光町宮川11936番地３
債務者　高野　勝義
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
石川県珠洲市上戸町北方３字139番地
債務者　北川　　大
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１５９号
静岡県御殿場市北久原７番地の４、前住所静岡県御殿場市新橋1878番地の４　十六夜ビル１Ｆ
債務者　海田利惠子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
京都府南丹市園部町栄町２号19番地２　レオパレススペーシアⅡ111号
債務者　茨木　正春
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
福岡県大牟田市大字白銀905番地
債務者　塚本　勝次
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第３１号
北海道歌志内市字本町73番地33
債務者　伊藤　雪江
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
神奈川県伊勢原市桜台３－３－23グリーンコーポラス105、住民票上の住所神奈川県伊勢原市下糟屋６番地の５
債務者　大木　吉信
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３２号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目23番２号、旧住所神奈川県南足柄市中沼511番地11
債務者　宮下　信良
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３３号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目９番２号　リバーサイド酒匂403
債務者　宮下　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５５号
神奈川県平塚市万田156番地　プレミエーテル102号
債務者　加賀あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６７号
神奈川県足柄上郡大井町金子1023番地３　露木コーポ201号室、前住所神奈川県足柄上郡大井町金子1599番地１　ビエンベニード203号室
債務者　木村　信一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７１号
新潟市東区中山７丁目３番19号
債務者　薄田　　洋
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
新潟市東区中山７丁目３番19号
債務者　薄田　初惠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
新潟市東区物見山３丁目13番４号
債務者　佐藤　克彦
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
新潟県新発田市大栄町５丁目６番11号　サウスコーポ102
債務者　大黒　朝子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部